

(案)

平成 2 9 年 1 月 日

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市環境影響評価審査会
会 長 岡 本 眞 一

(仮称) 蘇我火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書について (答申)

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日付け 2 8 千環環保第 2 5 7 1 号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり「(仮称) 蘇我火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する意見」を取りまとめたので、答申します。

<各論>

1 大気質に関すること

- (1) 本計画では、石炭及び石炭灰の貯蔵を密閉式とし、輸送用コンベアでは一部密閉式にするなどの粉じん対策が取られているものの、石炭の取扱量の増加により、船舶からの揚炭設備及び既存の輸送用コンベアにおける発塵量の増加が予想されることから、既存の輸送用コンベアを密閉式とするなどの総合的な環境保全対策を検討し、操業時の粉じんの影響について評価すること。
- (2) 施設の稼働により、多量の硫黄酸化物や窒素酸化物、ばいじん等の大気汚染物質の排出が見込まれていることから、利用可能な最善の排ガス処理施設を導入することなどにより、大気汚染物質の排出を可能な限り低減すること。
- (3) 微小粒子状物質について、今後の法規制等の動向を踏まえ、予測及び評価等の実施など、所要の検討を行うこと。
- (4) 水銀について、改正大気汚染防止法を踏まえ、燃料炭の選定なども含めて環境への負荷を可能な限り低減するため必要な措置を講じ、調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 煙突の形状を鉄塔支持型としているが、形状の決定にあたり、煙突ダウンウォッシュ発生の有無に関してどのような考慮をしたのかが明記されていないことから、明らかにすること。

2 燃料に関すること

本計画では、使用する石炭種について具体的に明らかにしていないが、使用する石炭種により、石炭使用量、燃焼後の排ガス成分、温室効果ガス排出量、石炭灰の量が大きく異なることから、使用が見込まれる石炭種のうち、最も大気環境に影響を及ぼす石炭種を想定し、施設整備を行うとともに、稼働にあたっては可能な限り良質の石炭を使用すること。

3 騒音・振動に関すること

当該事業区域の前面道路である国道 357 号線及び主要地方道千葉茂原線は、市全域と比較して、環境基準達成率が低い傾向にある。

本計画により、施工時の資材搬入や供用時の廃棄物運搬等、自動車交通量の増加が見込まれることから、搬入経路や時間帯に配慮するなど多角的な対策による交通量の抑制や騒音・振動の低減の検討を行うこと。

4 排水に係る水質・生物への影響に関すること

- (1) 本事業実施想定区域に面する東京湾は、COD、窒素及びリンの負荷量削減を総合的に進めている閉鎖性水域であり、赤潮や青潮がしばしば発生し、全窒素及び全リンの環境基準を一部で超過する状況となっていることから、施設供用時の排水のCODなどの汚濁物質の削減の検討を行うこと。
- (2) 温排水の水温、水質、流向等の調査、予測及び評価にあたっては周辺事業所からの温排水の影響も踏まえるとともに、季節別の海水温の変動、東京湾の沿岸流についても考慮し、予測を行う際の初期条件や境界条件等の予測条件を明らかにすること。
また、温排水に使用する薬剤による水質への影響についても予測及び評価を行うよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において明らかにすること。
- (3) 温排水による水温上昇の影響範囲が、都川河口に近いことから、都川へ遡上する魚類及び底生生物への影響についても、調査、予測及び評価をすること。
- (4) 既存の製鉄所や発電所等からの温排水の影響を踏まえ、当該事業場からの温排水の利活用など、生態系への影響を極力抑える対策について十分な検討を行うこと。

5 土壌に関すること

工場跡地に発電施設を設置することから、当該土地の土壌汚染の現況を方法書以降で明らかにし、周辺への影響がないことを確認すること。

6 廃棄物等に関すること

本計画では、施設の稼働に伴い発生する石炭灰については、セメント原材料等として有効活用するとしているが、国内において多数の石炭火力発電所の建設が進められており、本事業が竣工する平成 36 年頃には、複数の石炭火力発電所が稼働し、各発電所から多くの石炭灰が排出される見込みである。

そのため、石炭灰の処理計画が滞る可能性が否定できないことから、詳細な事業計画の策定にあたっては、セメント需要等を含めた廃棄物のリサイクルシステムが円滑に機能するよう十分な検討を行うこと。

7 景観に関すること

本事業は、住宅地の近傍及び蘇我スポーツ公園等の直近に石炭火力発電所を建設する計画であることから、煙突の形状や色に十分配慮すること。

また、中央港地区において賑わいのあるウォーターフロント空間の創出に取り組んでおり、今後、海上から工場区域を望む景観についても観光資源としての重要性が増すことから、海上からの景観についても十分配慮すること。

さらに、塩害による発電設備のさび等による景観の悪化を可能な限り低減すること。

8 温室効果ガスに関すること

国においては地球温暖化対策計画に基づき対策を進めるとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律等により温室効果ガスの削減を図ることとしている。また、電力業界においては、低炭素社会実行計画を策定し、計画に定めた目標の達成に向け取り組むこととしている。さらに、千葉市では地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に向け、産業部門をはじめ部門ごとに施策を推進しているところである。

これらを踏まえ、詳細な事業計画の策定にあたっては、以下のことに取り組むこと。

- （１）使用が見込まれる石炭種のうち、最も温室効果ガス排出量が多くなる石炭種を想定し排出量を算出するとともに、削減に向けた取組みを明らかにすること。
- （２）石炭ガス化複合発電（IGCC）や石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）等のより効率的な発電方式、バイオマス混焼の導入についても、継続して検討すること。
- （３）省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組む、2030 年度に向けて確実に遵守すること。また、目標達成に向けた取組内容を検討すること。さらに、本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。
- （４）二酸化炭素の回収、貯留及び利用技術（CCS、CCU 等）について、国の検討状況や技術開発状況等を踏まえ、将来における導入に向けた施設配置も含め検討を行うとともに、事業者において、再生可能エネルギーの導入や海外での削減に向けた取組みなど、発電技術以外の削減対策についても検討すること。

9 安全対策に関すること

本事業実施想定区域は、千葉県石油コンビナート等特別防災区域内にあり、本計画では、多量の石炭を使用し、微粉炭にするなど、炭塵爆発や自然発火の懸念があることから、防災組織の設置など万全の安全対策をとること。

また、万が一の事故等に備え、災害発生の予測シミュレーションを実施し、その影響範囲を明らかにするとともに、その結果を踏まえた防災訓練の実施、千葉市や近隣

市への連絡体制の整備を行うこと。

更に、近年、竜巻や、集中豪雨の発生など、従来の想定を超える異常気象が多発していることも踏まえ、万全の対策に取り組むこと。

10 その他

本事業を進めるにあたっては、分かりやすい図書を作成したうえで、市民の理解が促進されるよう、説明会等様々な機会を捉えて、積極的な情報提供に努めること。